

一般社団法人福井県バスケットボール協会 旅費に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人福井県バスケットボール協会（以下、「本協会」という。）の業務にあたる場合の旅費その他必要な事項を定め、その業務の円滑な運営に資することを目的とする。

（旅費の種類）

第2条 旅費の種類は、出張に要する交通費（公共交通機関利用賃及び車賃）、日当及び宿泊費とする。

2 日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

3 宿泊費は、出張中の泊数に応じ1泊当たりの定額により支給する。

（旅費の計算）

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務の都合又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（公共交通機関）

第4条 公共交通機関（鉄道、航空、航海）を利用した場合は、現に利用に要した旅客運賃を支給する。

2 県外への鉄道利用の場合は、普通乗車賃及び特別急行料金（新幹線料金を含む）を支給する。

3 県内での鉄道利用の場合は、地区間が50キロ以上離れているときのみ特別急行料金（新幹線料金を含む）を支給する。尚、この場合は領収書を事務局に提出しなければならない。

（県外出張における宿泊費）

第5条 県外（東京都内を除く）の出張の場合は、1泊12,000円を限度額とし、現に利用に要した額を支給する。東京都内での出張の場合は、1泊16,000円を限度額とし、現に利用に要した額を支給する。なお、連泊の場合は、12,000円×（泊数）を限度額とし、現に利用に要した額を支給する。また、主催者が指定した宿泊施設の料金が1泊12,000円を超える場合は、現に利用に要した額を支給する。

（県内出張における宿泊費）

第6条 県内での出張の場合は、原則、支給しない。ただし、2日間以上事業に携わり、地区間が50キロ以上の場合で、かつ事業担当責任者が認めたときには、1泊12,000円を限度額に現に利用に要する額を支給する。

（県外出張における車賃）

第7条 私有車を利用する場合は、2名以上が同乗することを原則とし、車賃の額は1kmにつき20円とする。なお、高速道路通行料金及び駐車場料金は現に利用に要した額を支給する。

（県内出張における車賃）

第8条 県内での出張における車賃は「別表」のとおりとする。なお、高速道路通行料金及び駐車場料金は支給しない。

(県外出張におけるタクシー利用)

第9条 県外出張において、やむを得ずタクシーを利用する場合は、現に利用に要した額を支給する。
なお、この場合は必ず領収書を事務局に提出しなければならない。

(県外出張におけるレンタカー利用)

第10条 県外出張において、やむを得ずレンタカーを利用できるのは、片道350kmを超え、5人以上が同乗する場合に限る。なお、この場合、事前に専務理事の承認を得なければならない。

(日当)

第11条 県外出張の場合は、1日につき2,000円を支給する。なお、県内出張については別に定める。

(旅費を他より受けた場合の取扱い)

第12条 関係先等が出張者の旅費の一部又は全部を負担した場合は、本規定に定めた旅費を減額するか又は支給しないことがある。

(雑則)

第13条 本規程に定めるほか、本規程の実施に関して必要な事項は会長が定める。

(改正)

第14条 本規程の改正は、理事会の決議を受けて行う。

附則

(1) この規程は、令和6年6月3日から施行する。

(2) 令和7年3月31日 一部改定(第5条)

【別表】

(1) 地区間基準

坂井地区	あわら市 坂井市	嶺南1区	敦賀市 美浜町 若狭町
福井地区	福井市 永平寺町	嶺南2区	小浜市
奥越地区	勝山市 大野市	嶺南3区	おおい町 高浜町
丹南地区	鯖江市 越前市 南越前町 池田町 越前町		

(2) 地区間算出基準(単位:円)

	坂井	福井	奥越	丹南	嶺南1	嶺南2	嶺南3
坂井	0	500	1000	1000	4000	6500	7500
福井	500	0	500	500	3000	6000	6500
奥越	1000	500	0	1000	3500	6500	7000
丹南	1000	500	1000	0	1000	4500	6000
嶺南1	4000	3000	3500	1000	0	1000	4000
嶺南2	6500	6000	6500	4500	1000	0	1000
嶺南3	7500	6500	7000	6000	4000	1000	0